

第252回 オーナーズセミナー

～ 成功のためのシリーズ ～

消費税の「軽減税率制度」と対応について



数年来、先送りされてきた消費税の10%引き上げと軽減税率が、いよいよ2019年10月1日に導入されることになりました。対象品目は「飲食料品（酒類・外食を除く）」及び「新聞」とされます。ほぼすべての事業者が軽減税率への対応をする必要があります。

2023年10月1日には、インボイス方式である「適格請求書等保存方式」が導入され、適格請求書の発行事業者登録なども必要になりますので、各種システムや仕入税額控除要件などの見直しが必要になるでしょう！



どなたでもご参加頂けます。是非お申込み下さい。

日時 令和 元年9月11日(水) 午後6時～8時まで

講師 税理士 千葉和彦

場所 マリンゲート塩釜 3階 マリンホール

料金 お一人様 資料代として 1,000円 (税込)

申し込み・お問い合わせ先

千葉経営企画株式会社 ☎985-0042 塩釜市玉川1丁目2-40

☎ 022-365-2823 ✉ chiba-kaikei@tkcnf.or.jp

ホームページURL <http://www.chiba-kaikei.co.jp>

PC版



スマホ版



オーナーズセミナー参加申込書

会社名			
住所			
参加者名	TEL		
	FAX		

ご記入頂いた個人情報は、今後セミナー、サービス等のご案内に利用させていただきます。当セミナーでは、勧誘行為は一切行いません。

FAX番号 022-366-3882